

記入の方法は、裏面に記載されていますので、よくお読みになり必要事項を記入ください。	被 保 者 が 記 入 す る と こ ろ	① 被保険者証の 記号・番号	—	② 被保険者氏名 (請求者名)	Ⓜ	性別	男・女
	③ 被保険者住所 (請求者住所)	〒 — 電話			生年月日	昭和 平成	年 月 日
	④ 事業所 所在地	〒 — 電話					
	⑤ 被保険者の家族が分娩 したときはその方の氏名	続柄	生年月日	昭和・平	年 月 日		
			被扶養者 認定年月日	昭・平・ 合	年 月 日		
	⑥ 分娩した年月日	平成 令和	年 月 日	生産児数 死産児数	死産の ときは その旨	妊娠経 過期間	ヵ月 週
	⑦ 病(産)院名	所在地		〒 — 電話			
	⑧ 産科医療補償制度加入・未加入	<input type="checkbox"/> 加入 ・ <input type="checkbox"/> 未加入					
	⑨ 出生児の氏名	被保険 者との 続柄	⑩ 出産費用の額(医療機 関から交付された領収・明細書の総額)		円		
	⑪ 出生児はあなたの 被扶養者ですか	出生児が被扶養者 でないときの理由		<input type="checkbox"/> 1. 配偶者(夫)の扶養となるため <input type="checkbox"/> 2. その他()			
	⑫ 資格喪失後の請求の場合、配偶者(夫) の加入している健康保険被保険者証の	記号		番号			
	以前に被保険者であった家族が分娩した 場合、その当時の健康保険被保険者証の	記号		番号			
	⑬ 神奈川県機器健康保険組合 理事長 殿	申請年月日		令和 年 月 日			

【健康保険組合記入欄】

※ 備考	
---------	--

⑭ 委 任 状	本請求に基づく給付金に関する受領を次の方に委任します。
	令和 年 月 日
	フリガナ 被保険者氏名 Ⓜ
	(請求者) 委任された方住所 (事業所名) 事業所名
	(事業主又は代理人) 氏名

受付日付印

■この請求書は、出産育児一時金差額分・出産育児一時金付加金請求書(直接支払制度内払金用)ですので、「出産育児一時金等の医療機関への直接支払制度」(以下「直接支払制度」という。)を希望しない方や海外で出産された方は、使用できません。その場合は、従来の出産育児一時金請求書にてご請求ください。

【記入上の注意】

- (1) ②欄および⑬欄は被保険者(請求者)が自ら署名する場合には、被保険者(請求者)の捺印は不要です。
- (2) ⑫欄に該当する場合は、必ず保険者名、記号、番号をお書きください。なお、保険者名とは健康保険組合、協会けんぽ、共済組合、国民健康保険等の名称を指します。
- (3) 在職中の給付金は、事業所の登録口座に振込みますので、必ず事業主に受領委任してください。⑭の委任状欄に被保険者(請求者)の方の印を捺印してください。
- (4) 事業所の振込口座変更の場合、「健康保険給付金振込銀行登録(変更)届」をご提出ください。
- (5) 保険給付を受ける権利の消滅時効は2年です。出産日の翌日から2年以内にご提出ください。
- (6) 「※備考」欄は、記入しないでください。
- (7) 記入事項の訂正をしたときは、その箇所に訂正印を捺印してください。

【添付書類】 ※必ず添付してください。

- (1) 医療機関から交付される「直接支払制度」を利用する旨等の記載された合意文書(写)
- (2) 出産費用(分娩費用)の領収・明細書(写)
(産科医療補償制度対象分娩については、産科医療補償制度加入機関のスタンプが押印されたもの)

【出産育児一時金の支給額について】(平成27年1月1日以降改定されました。)

「産科医療補償制度」加入の医療機関で出産したとき
 ※死産を含み、在胎週数第22週以降の出産が対象となります。

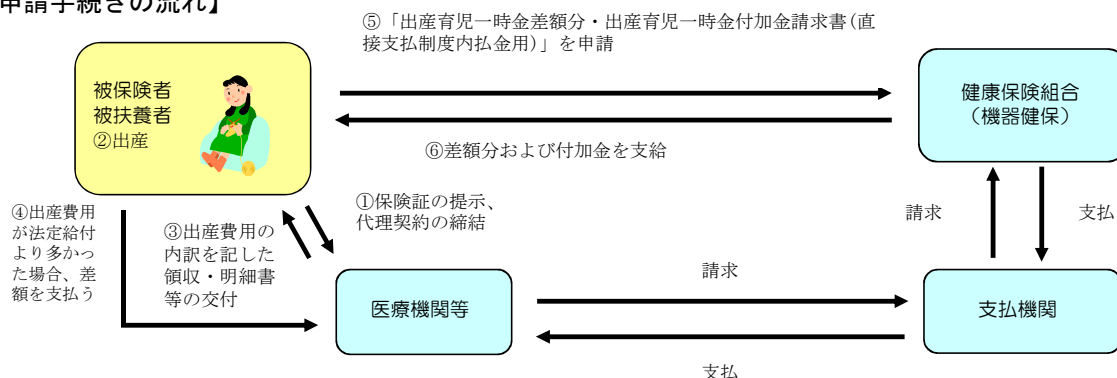
給付種別	法定給付+産科医療補償制度加算 (平成26年12月以前の出産)	法定給付+産科医療補償制度加算 (平成27年1月以降の出産)	付加金
出産育児一時金(被保険者)	39万円+3万円	40.4万円+1.6万円	3万円(注1)
家族出産育児一時金	39万円+3万円	40.4万円+1.6万円	1.5万円

「産科医療補償制度」未加入の医療機関で出産したとき

給付種別	法定給付 (平成26年12月以前の出産)	法定給付 (平成27年1月以降の出産)	付加金
出産育児一時金(被保険者)	39万円	40.4万円	3万円(注1)
家族出産育児一時金	39万円	40.4万円	1.5万円

(注1) 被保険者資格喪失後6ヵ月以内の出産の場合も出産育児一時金は支給されますが、付加金は支給されません。

【申請手続きの流れ】



申請手続きについての留意点

- (1) 「直接支払制度」を利用するときは、被保険者等と医療機関等との間で、事前に出産育児一時金等の請求と受取に係る代理契約の締結が必要となります。
- (2) 出産費用が出産育児一時金等(法定給付)の金額を超えるときは、その差額については、被保険者等が医療機関へ支払う必要があります。また、出産費用が出産育児一時金等(法定給付)より少なかった場合の差額分や付加金の請求は、所定の請求書「出産育児一時金差額分・出産育児一時金付加金請求書(直接支払制度内払金用)」に必要書類を添付のうえ、健康保険組合にご申請ください。

【その他の注意事項】

「直接支払制度」を希望しなかったときの出産育児一時金の請求方法について
 「直接支払制度」を希望しなかったときや海外で出産したときは、従来どおり出産育児一時金請求書の申請により健康保険組合から事業所の登録口座を経由して被保険者へお支払いします。
 《必要書類》※出産育児一時金請求の際は必ず添付してください。
 (1) 医療機関から交付される「直接支払制度」を利用しない旨等の記載された合意文書(写)
 (2) 出産費用の領収・明細書(写)